

平成 25 年度

宮津与謝環境組合

定期監査結果報告書

宮津与謝環境組合監査委員

# 平成 25 年度 定期 監査 結果 報告 書

## 1 監査の概要

(1) 監査の種類 定期監査

(2) 監査実施日 平成 25 年 7 月 23 日(火)

(3) 監査方針、監査の重点

地方自治法には、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されているところであるが、構成市町の財政状況が極めて厳しい中であって、行財政の効率的かつ適正な執行がより強く求められているところから、関係法令等の定めるところに従って業務が適正に執行されているかどうかを確認するとともに、経済的・効率的及び効果的に実施されているかを重点的に監査を実施した。

### 監査の重点事項

- ・ 予算の執行は適正に行われているか。
- ・ 契約事務は適正に行われているか。

(4) 監査の方法

業務の執行概況について説明を求めたほか、予算の執行並びに契約事務について関係書類の提出を求め、書面による審査及び現地調査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

## 2 監査の結果

(1) 予算の執行については、例月出納検査における調書、資料等も参考にして監査を実施した。

予算の執行は、地方自治法、財務規則など関係法令等に準拠し、適正に行われていると認められた。

(2) 契約事務については、平成 25 年度第 1 四半期に執行された契約 8 件を監査対象に実施した。契約方法は、指名競争入札によるもの 3 件、随意契約によるもの 5 件となっており、そのうち 4 件が 1 者見積もりで行われている。

以上の契約の起案書、契約書、予定価格調書等の契約関係書類については、法律、規則に則して作成されており、適正に執行されていることを認めた。

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であり、その中

でも1者随意契約を採用する場合には、「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されることを要望する。

- (3) 宮津与謝環境組合は、本年4月1日に設立したばかりの一部事務組合であり、当面は施設建設に向けた業務となるが、住民の理解が得られる施設が一日も早く建設できることを期待する。